

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和3年第1回定例会提出予定追加議案の説明

(7) 議案第61号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第61号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関
する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和3年2月25日

健康福祉局

議案第 6 1 号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

障害者総合支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正

2 条例の主な改正内容

- (1) 同一法人内における就労支援に係るノウハウの共有及び人材の利活用の観点から、就労移行支援を行う場合に障害者支援施設に置くべき就労支援員のうち 1 人以上は常勤でなければならないこととする基準を廃止する
- (2) 障害者支援施設に、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける
- (3) 障害者支援施設に、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、研修の実施、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける

3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第70号 改正 平成25年 3 月22日条例第 6 号 平成26年 3 月27日条例第 8 号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 目次 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条） 第 2 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条～<u>第 4 6 条</u>） 附則 第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第 1 項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の例による。 （1）利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。 （2）施設障害福祉サービス 法第 5 条第 1 項に規定する施設障害福祉サービスをいう。 （3）常勤換算方法 障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障	○川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第70号 改正 平成25年 3 月22日条例第 6 号 平成26年 3 月27日条例第 8 号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 目次 第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条） 第 2 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条～第45条） 附則 第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第 1 項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、次に掲げるもののほか、法で使用する用語の例による。 （1）利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。 （2）施設障害福祉サービス 法第 5 条第 1 項に規定する施設障害福祉サービスをいう。 （3）常勤換算方法 障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障

改正後	改正前
害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。 (4) 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。 (障害者支援施設の一般原則) 第3条 障害者支援施設の設置者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。 2 障害者支援施設の設置者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。 3 障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 (非常災害対策) 第7条 障害者支援施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 2 障害者支援施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 <u>3 障害者支援施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> (職員の配置の基準)	害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。 (4) 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。 (障害者支援施設の一般原則) 第3条 障害者支援施設の設置者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。 2 障害者支援施設の設置者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。 3 障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 (非常災害対策) 第7条 障害者支援施設の設置者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 2 障害者支援施設の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 <u>(新設)</u> (職員の配置の基準)

改正後	改正前
第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 施設長 1人 (2) 生活介護を行う場合 アからウまでの基準によるほか、次のとおりとする。 ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 (ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とする。 a (a) から (c) までに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する平均障害支援区分をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ (a) から (c) までに定める数 (a) 平均障害支援区分が4未満 利用者（基準省令第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。（b）及び（c）において同じ。）の数を6で除して得た数 (b) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数 (c) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数 b a (a) の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数	第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 施設長 1人 (2) 生活介護を行う場合 アからウまでの基準によるほか、次のとおりとする。 ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 (ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とする。 a (a) から (c) までに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する平均障害支援区分をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ (a) から (c) までに定める数 (a) 平均障害支援区分が4未満 利用者（基準省令第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。（b）及び（c）において同じ。）の数を6で除して得た数 (b) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数 (c) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数 b a (a) の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数

改正後	改正前
(イ) 看護職員の数、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。 (ウ) 理学療法士又は作業療法士は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。 (エ) 生活支援員は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。 ウ サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第11条第1項第2号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）（ア）又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数 (ア) 利用者の数が60人以下 1人以上 (イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 エ イの「生活介護の単位」とは、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。 オ イの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 カ イの生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 キ ウのサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 (3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合 ア及びイの基準によるほか、次のとおりとする。 ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除して得	(イ) 看護職員は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。 (ウ) 理学療法士又は作業療法士は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。 (エ) 生活支援員は、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。 ウ サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第11条第1項第2号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）（ア）又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数 (ア) 利用者の数が60人以下 1人以上 (イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 エ イの「生活介護の単位」とは、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。 オ イの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 カ イの生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 キ ウのサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 (3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合 ア及びイの基準によるほか、次のとおりとする。 ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除して得

改正後	改正前
た数以上 イ サービス管理責任者（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数 （ア） 利用者の数が60人以下 1人以上 （イ） 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ウ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、ア及びイに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。 エ アの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 オ アの看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 カ アの生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 キ イのサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 （4） 自立訓練（生活訓練）を行う場合 ア及びイの基準によるほか、次のとおりとする。 ア 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上 イ サービス管理責任者（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数 （ア） 利用者の数が60人以下 1人以上 （イ） 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上	た数以上 イ サービス管理責任者（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数 （ア） 利用者の数が60人以下 1人以上 （イ） 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ウ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、ア及びイに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。 エ アの理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。 オ アの看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 カ アの生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 キ イのサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 （4） 自立訓練（生活訓練）を行う場合 ア及びイの基準によるほか、次のとおりとする。 ア 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上 イ サービス管理責任者（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数 （ア） 利用者の数が60人以下 1人以上 （イ） 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

改正後	改正前
ウ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合は、ア中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1人以上とする。 エ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）を行う場合は、アからウまでに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。 オ ア及びウの生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 カ イのサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 (5) 就労移行支援を行う場合 アからエまでの基準によるほか、次のとおりとする。 ア 職業指導員及び生活支援員 それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上 イ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上 ウ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数 (ア) 利用者の数が60人以下 1人以上 (イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 エ アからウまでの規定にかかわらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。	ウ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合は、ア中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1人以上とする。 エ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）を行う場合は、アからウまでに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。 オ ア及びウの生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。 カ イのサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 (5) 就労移行支援を行う場合 アからエまでの基準によるほか、次のとおりとする。 ア 職業指導員及び生活支援員 それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上 イ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上 ウ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数 (ア) 利用者の数が60人以下 1人以上 (イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 エ アからウまでの規定にかかわらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

改正後	改正前
(ア) 職業指導員及び生活支援員 それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を10で除して得た数以上 (イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数 a 利用者の数が60人以下 1人以上 b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 オ ア及びエ(ア)の職業指導員及び生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。 <u>(削る)</u> <u>カ</u> ウ及びエ(イ)のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 (6) 就労継続支援B型を行う場合 ア及びイの基準によるほか、次のとおりとする。 ア 職業指導員及び生活支援員 それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を10で除して得た数以上 イ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数 (ア) 利用者の数が60人以下 1人以上 (イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ウ アの職業指導員及び生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。 エ イのサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 (7) 施設入所支援を行う場合 ア及びイの基準によるほか、次のとおりとする。 ア 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(ア)又は(イ)に掲げる	(ア) 職業指導員及び生活支援員 それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を10で除して得た数以上 (イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに掲げる数 a 利用者の数が60人以下 1人以上 b 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 オ ア及びエ(ア)の職業指導員及び生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。 <u>カ イの就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u> キ ウ及びエ(イ)のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 (6) 就労継続支援B型を行う場合 ア及びイの基準によるほか、次のとおりとする。 ア 職業指導員及び生活支援員 それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を10で除して得た数以上 イ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数 (ア) 利用者の数が60人以下 1人以上 (イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ウ アの職業指導員及び生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。 エ イのサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。 (7) 施設入所支援を行う場合 ア及びイの基準によるほか、次のとおりとする。 ア 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(ア)又は(イ)に掲げる

改正後	改正前
利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は基準省令第11条第1項第7号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。 (ア) 利用者の数が60人以下 1人以上 (イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 イ サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。 ウ アの「施設入所支援の単位」とは、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。 3 第1項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は基準省令第11条第1項第7号イ(1)に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上とする。 (ア) 利用者の数が60人以下 1人以上 (イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 イ サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。 ウ アの「施設入所支援の単位」とは、施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。 3 第1項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 4 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

改正後	改正前
(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数) 第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設においては、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号カ、第3号オ及びカ、第4号オ、第5号オ(エ(ア))に係る部分を除く。)並びに第6号ウの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設においては、前条第1項第2号ウ及びキ、第3号イ及びキ、第4号イ及びカ、第5号ウ、エ(イ)及びカ並びに第6号イ及びエの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、このうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上 (2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上(施設障害福祉サービス計画の作成等) 第19条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(以下「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。	(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数) 第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設においては、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号カ、第3号オ及びカ、第4号オ、第5号オ(エ(ア))に係る部分を除く。)及びカ並びに第6号ウの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設においては、前条第1項第2号ウ及びキ、第3号イ及びキ、第4号イ及びカ、第5号ウ、エ(イ)及びキ並びに第6号イ及びエの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、このうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (1) 利用者の数の合計が60人以下 1人以上 (2) 利用者の数の合計が61人以上 1人に、利用者の数の合計が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上(施設障害福祉サービス計画の作成等) 第19条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画(以下「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

改正後	改正前
3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者と面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該原案が当該障害者支援施設の提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めたものとなるよう努めなければならない。 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）</u>を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うも	3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者と面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該原案が当該障害者支援施設の提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めたものとなるよう努めなければならない。 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うも

改正後	改正前
のとする。 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に利用者と面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。 (職場への定着のための支援等の実施) 第28条 障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。 2 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を支援するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。 3 障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用	のとする。 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。 (1) 定期的に利用者と面接すること。 (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。 (職場への定着のための支援の実施) 第28条 障害者支援施設の設置者は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。 2 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を支援するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。 (新設)
者が、指定就労定着支援（川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。 4 障害者支援施設の設置者は、就労継続支援B型の提供に当たっては、	(新設)
利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、	

改正後	改正前
<u>指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。</u> (勤務体制の確保等) 第37条 障害者支援施設の設置者は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 障害者支援施設の設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 障害者支援施設の設置者は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 (業務継続計画の策定等) 第37条の2 障害者支援施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時にあって、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 障害者支援施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 3 障害者支援施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (衛生管理等) 第39条 障害者支援施設の設置者は、利用者の使用する設備及び飲用に供	(勤務体制の確保等) 第37条 障害者支援施設の設置者は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 障害者支援施設の設置者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (新設) (新設) (衛生管理等) 第39条 障害者支援施設の設置者は、利用者の使用する設備及び飲用に供

改正後	改正前
する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。 2 障害者支援施設の設置者は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</u> (身体拘束等の禁止) 第41条 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。 2 障害者支援施設の設置者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 3 障害者支援施設の設置者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u>	する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。 2 障害者支援施設の設置者は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (身体拘束等の禁止) 第41条 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。 2 障害者支援施設の設置者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。 <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(虐待の防止)</u> 第46条 障害者支援施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 <u>(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (多目的室の経過措置) 2 この条例の施行の際現に存する基準省令附則第15条に規定する施設の建物（平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第10条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。 (居室面積の経過措置) 3 この条例の施行の際現に存する基準省令附則第17条第3項に規定する施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。	(新設) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (多目的室の経過措置) 2 この条例の施行の際現に存する基準省令附則第15条に規定する施設の建物（平成18年10月1日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第10条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。 (居室面積の経過措置) 3 この条例の施行の際現に存する基準省令附則第17条第3項に規定する施設の建物について、第10条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

改正後	改正前
(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置) 4 この条例の施行の際現に存する基準省令附則第18条に規定する施設の建物については、当分の間、第10条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。 附 則 (平成25年3月22日条例第6号) この条例は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月27日条例第8号) この条例は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 (令和3年 月 日条例第 号) この条例は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日(以下「施行日という。」)から令和4年3月31日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第46条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第37条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。	(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置) 4 この条例の施行の際現に存する基準省令附則第18条に規定する施設の建物については、当分の間、第10条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。 附 則 (平成25年3月22日条例第6号) この条例は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月27日条例第8号) この条例は、平成26年4月1日から施行する。

改正後	改正前
5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第41条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。	